

令和 6 年度

---

定期監査結果報告書

---

須崎市監査委員

須崎市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和6年度 定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年3月25日

須崎市監査委員 畠中健治

須崎市監査委員 山本啓介

## 1. 監査の期間

第1期：令和6年10月10日 から 令和6年11月19日 まで

第2期：令和7年 1月14日 から 令和7年 1月28日 まで

## 2. 監査を執行した委員

畠中健治

佐々木学（～ 令和6年11月20日）

山本啓介（令和6年11月25日～）

## 3. 監査の対象および監査実施日

監査実施日	監査対象	監査基準日
第1期	10月10日	令和6年 9月30日
	10月11日	
	11月12日	
	11月13日	
	11月15日	
	11月19日	
第2期	1月14日	令和6年 12月31日
	1月15日	
	1月16日	
	1月17日	
	1月27日	
	1月28日	

## 4. 監査の方法

監査を実施するにあたり、各課等より提出された定期監査資料および関係書類等について照会通査を行うとともに、各所属長等により所管事務事業等の説明を受けて、関係職員に対して質疑を行う中で監査を実施した。

## 5. 監査の主眼

前回の監査基準日から今回の監査基準日まで、おおむね1年間の監査対象期間（令和5年度～令和6年度にわたる）について、財務に関する事務、経営に係る事業の管理および、その他の事務の執行が適正、合理的かつ効率的に行われているか、補助金等に係る一連の事務および財産管理、契約、検査事務が適正に行われているかなどを主眼として監査した。

## 6. 監査の結果

監査の結果はおおむね良好と認められ、前年度までに口頭指摘等とされた項目についても、おおむね改善の措置がされていた。

なお、監査執行時において公表にまでは至らない軽微な事項については、各所管課に対して監査委員より口頭で改善を指導した。

## 全般的共通事項

### 1. 補助金について

補助金の繰り越しが多い団体があった。コロナ渦で研修などが思うように出来なかった事が要因であるが、その他補助金も含め前年度の実績を加味して予算をたてるべきではないか。

### 2. 台帳・書類の整理について

備品台帳・切手台帳などの整理の不備、書類のとり間違えや、確認印の押印抜けが見られた。ヒューマンエラーがなるべく起こらないような事務処理を心掛けたし。

### 3. 請求書等の書類記載不備について

業者からの請求行為において、必要書類の記載不備が見受けられた。  
提出書類に慣れていない場合もあるので、受付時に注意して確認すべきである。

### 4. その他

定期監査を通じて生じた事務改善点および疑問点について、総務課定期監査時に協議を行った。一部については検討・改善を要請した。